

枚方市簡易専用水道監視指導実施要領

1 目的

この要領は、簡易専用水道の用に供する施設（以下「施設」という。）の管理の適正な指導に資するため、枚方市長（以下「市長」という。）が行う簡易専用水道の設置者等（以下「設置者」という。）に対する監視、指導及び行政処分等について必要な事項を定めるものとする。

2 基本的事項

市長は、施設の設置状況及び維持管理状況の把握並びに水道法第34条の2第1項の基準（以下「管理基準」という。）、同条第2項の検査（以下「定期検査」という。）及び枚方市簡易専用水道管理指導要綱（以下「要綱」という。）に定める遵守事項の設置者に対する周知に努めるものとする。

3 監視・指導

(1) 市長は、水道法第34条の2第2項の厚生労働大臣に登録した検査機関が送付する定期検査報告書により、施設の維持管理状況を把握することを原則とする。

(2) 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置者から施設の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして施設のある場所若しくは設置者の事務所に立入らせ、必要な検査若しくは指導をさせるものとする。

イ 設置者、施設の利用者等から施設又は供給水の水質の異常につき通報があった場合

ロ 設置者が管理基準若しくは定期検査を受けること若しくは指導要領に定める遵守事項に違反している場合又はその疑いがある場合

ハ 定期検査報告書に「要改善」又は「不適」と判断された検査項目がある場合

ニ その他、市長が必要と認める場合

(3) 立入検査に際しては、次の各号のうち必要な検査を行う。なお、下記ロの給水栓における水質の検査で異常を認める場合は、水質基準に関する厚生労働省省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うよう設置者を指導する。

ただし、人の健康を害する恐れがある等、緊急に水質検査を必要とする場合には、供給水を採取し収去検査を行うものとする。

イ 施設の外観検査

(イ) 水槽等に有害物質、汚水等衛生上有害なものが混入する恐れの有無についての検査

(ロ) 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査

(ハ) 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

- ロ 給水栓における水質検査
 - (イ) 水の臭い、味、色度及び濁度に関する検査
 - (ロ) 遊離残留塩素の有無についての検査
 - ハ 書類検査
 - (イ) 定期検査に関する帳簿書類の整理保存状況についての検査
 - (ロ) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らした図面の整理保存状況についての検査
 - (ハ) 水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図の整理保存状況についての検査
 - (ニ) 水槽の清掃の記録の整理保存状況についての検査
 - (ホ) その他の管理の記録の整理保存状況についての検査
- (4) 立入検査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、簡易専用水道立入検査指導票（様式 - 1、以下「指導票」という。）設置者に交付し、その改善を指導することを原則とする。
- イ 管理基準に適合していない場合
 - ロ 定期検査を受けていない場合
 - ハ その他市長が必要と認める場合
- (5) 指導票を交付した場合は、再度立入検査等を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。

4 改善命令

市長は、施設の維持管理状況が管理基準に適合していないと認める場合で、当該施設の設置者に対し指導票を交付し、改善を指導したにもかかわらず、相当期間経過しても改善を行わないときは、当該設置者に対して命令書（様式 - 2）を交付し、水道法第 36 条第 3 項の定めるところにより、必要な措置をとるべき旨命ずるものとする。

5 報告書等

定期検査報告書並びに規則に基づく設置者からの届出及び報告は環境公害課において整理し、定期検査報告書及び届出については 1 年間、報告については 3 年間保存する。また、本要領に基づく立入検査指導票（控）は 3 年間保存する。

付則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。